**資料貸出申請書**

令和５年　月　日

丸森町長

　保科　郷雄　様

住所

会社名

代表者

「（仮称）丸森町水防センター基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル」にあたり、下記のとおり資料の貸出を受けたいので申請します。

なお、当該資料の秘密情報に関し、別記「秘密情報取扱注意事項」を厳守することを誓約します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 貸出資料 | 計画対象地のＣＡＤデータ（防災拠点全体平面図） |
| 貸出期間 | 令和５年　　月　　日　～　令和６年１月１７日 |

（連絡先）担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mailアドレス

**別記**

**秘密情報取扱注意事項**

|  |
| --- |
| **１　秘密の保持**  貸出された資料及び資料の閲覧を通じて知り得た情報について、「（仮称）丸森町水防センター基本設計・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザル」（以下、「本公募型プロポーザル」という。）に参加する目的においてのみ使用すること。  また、法令等に基づき秘密の開示を要求される場合を除いて、本公募型プロポーザルのために知る必要のある自己の役員、従業員以外の第三者に開示・漏洩してはならない。  **２　秘密情報の管理**  本公募型プロポーザルに関して知り得た秘密情報について、漏洩、紛失等の事故の防止その他、適正な管理のために必要な措置を講じること。  **３　返却**  本公募型プロポーザルへの参加を見送った場合、または本公募型プロポーザルの参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに貸出資料を返却すること。また、複製・複写を行っている場合は、データを完全に消去しなくてはならない。  **４　報告**  貸出された資料に事故があったときは、ただちに丸森町に報告し、指示を受けること。  **５　損害賠償**  本注意事項に違反して丸森町及び関係機関に損害を与えた場合は、違反した行為と相当因果関係のある損害について賠償しなくてはならない。  **６　本注意事項の有効期間**  本注意事項は、貸出資料の内容が公知されない限り、厳守しなくてはならない。  ただし、本公募型プロポーザルの受託候補者となり、秘密保持義務を定めた条項を含む業務委託契約等が別途締結された場合は、当該契約の定める事項が優先するものとする。 |